

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則(四五・総務課)…………… 1

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(四六・総合防災課)…………… 2

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(四七・環境政策課)…………… 3

秋田県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(四八・労働政策課)…………… 3

人事委員会規則

人事委員会規則二〇(人事委員会の会議及びその手続)の一部を改正する規則…………… 4

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十五号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「様式第二号の」を削り、同条を第一条とする。

第三条を削る。

第四条の見出し中「証票」を「証明書等」に改め、同条中「法第十三条第一項」を「行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第四条の十二第三項の証明書及び第十三条の二十二第二項」に、「様式第三号」を「別記様式」に改め、同条を第一条とする。

第五条中「行政書士会」を「行政書士法第十七条第一項の規定による報告」に、「次の事項を知事に報告しなければ」を「しなければ」に改め、同条各号を削り、同条を第三条とする。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

様式第一号及び様式第二号を削る。

様式第三号表面中「第13条」を「第4条の12第2項及び第13条の22第1項」に改め、同様式裏面を次のように改める。

裏 面

行政書士法(抜粋)

(報告の徴収及び立入検査)

第4条の12 略

- 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

- 第13条の22 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該吏員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることができる。
- 2 前項の場合においては、都道府県知事は、当該吏員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。
- 3 当該吏員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第三号を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成十六年八月一日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月九日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第四十六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「昭和二十二年総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第一号」を「昭和二十二年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号」に、「定めがある」を「定める」に改める。

第二条中、「令第九条第二項」を「同条第二項」に改める。

第三条第二項中、「規定により」を削る。

第四条第二項中、「権限」を「権原」に、「立ち合い」を「立会い」に改める。

第五条第二項中、「及び」を「及び」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第八条中、「実費弁償額」を「実費弁償の額」に改める。

第十三条第二項中、「第七条」を「第十条」に改める。

別表第一第一号(2)中「基準」を「標準」に、「二百四十六万八千円」を「二百四十三万三千円」に改め、同号(2)中「(3)中、別に」の下に「知事が」を加え、同号(2)中「(最高二年以内)」を削り、同表第二号中「炊き出し」を「炊出し」に改め、同表第三号(一)中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、同号(三)中「なお」を「この場合において」に改め、同号(三)の表中「三三、八〇〇円」を「三三、七〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「三九、一〇〇円」に、「四九、八〇〇円」を「四九、六〇〇円」に、「二八、六〇〇円」を「二八、五〇〇円」に、「三六、九〇〇円」を「三六、八〇〇円」に、「五一、六〇〇円」を「五一、四〇〇円」に、「六〇、五〇〇円」を「六〇、三〇〇円」に、「七五、八〇〇円」を「七五、六〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に改め、同号(2)中「(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む)」を削り、同号(2)の表中「一七、〇〇〇円」を「一六、九〇〇円」に、「二〇、一〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、別表第一第四号(2)中「によつて」を「において」に、「規定するあん摩マッサージ指圧師」を「規定するあん摩マッサージ指圧師」に改め、同表第五号(一)中「検索し、」の下に「又は」を加え、同号(二)中「燃料費等」を「及び燃料費」に改

め、同表第六号(二)中「五十二万五千元」を「五十一万九千元」に改め、同表第七号(一)から(五)まで以外の部分及び同号(一)中「貸付け」を「貸与」に改め、同号(二)及び(三)中「貸し付ける」を「貸与する」に改め、同号(四)及び(五)中「貸付け」を「貸与」に改め、同表第八号(一)中「(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)」を削り、同号(四)中「については、」を「については」に改め、同表第九号(三)中「十八万九千元」を「十九万三千元」に、「十五万二千二百円」を「十五万四千四百円」に改め、同表第十号(二)中「燃料費等」を「及び燃料費」に改め、同表第十一号(三)中「によつて」を「において」に改め、同号(四)1中「三千二百円」を「三千三百円」に改め、同表第十二号(一)中「部分又は玄関等」を「場所又は玄関」に改め、同号(二)中「十三万八千五百円」を「十三万七千元」に改める。

別表第二第一号(一)1中「一万七千六百円」を「一万七千四百円」に改め、同号(一)2中「一万二千円」を「一万九千円」に改め、同号(一)3中「一万六千六百円」を「一万四千四百円」に改め、同号(一)4中「一万七千四百円」を「一万七千二百円」に改め、同号(一)5中「二万九千円」を「二万七千円」に改め、同号(三)中「によるもの」を削り、「(4)については」を「(4)に掲げる者については一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)第四条第一項第一号に規定する行政職給料表による」に、「(5)については」を「(5)に掲げる者については同表による」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十七号

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県環境影響評価条例施行規則(平成十二年秋田県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第四の二の項イ中「第八十七条の二第四項」を「第八十七条の二第六項」に改め、同表の十の項中八を削り、「二を八とし、ホをニとし、同表の十一の項中八を削り、「二を八とし、ホをニとし、同表の十二の項中「第八十七条の二第四項」を「第八十七条の二第六項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十八号

秋田県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則
秋田県立職業能力開発校規則(昭和五十一年秋田県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条」を「第六条」に改める。

第九条を第十一条とする。

第八条中「の各号」を削り、同条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

(授業料の減免)

第八条 秋田県立職業能力開発校条例第四条の規定により授業料の減免を受けることができる者は、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)による生活扶助を受けている者その他経済的理由により授業料を納付することが困難であると知事が認める者とする。

(減免の申請)

第九条 授業料の減免を受けようとする訓練生は、申請書に減免を必要とする理由を証する書類を添えて、校長を経由して知事に提出しなければならない。

別表秋田県立鷹巣技術専門校の項中

金属加工系溶接科	一五人	一年
----------	-----	----

高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であること。

を削り、同表秋田県立大曲技術専門校の項を次のように改める。

秋田県立大曲技術専門校	機械系機械加工科 電力系電気工学科 建築施工系木造建築科 塗装系建築塗装科	二〇人 二〇人 二〇人 二〇人	二年 二年 二年 二年	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
-------------	--	--------------------------	----------------------	---

別表秋田県立横手技術専門校の項を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則

人事委員会規則二〇(人事委員会の会議及びその手続)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年七月九日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則二〇(人事委員会の会議及びその手続)の一部を改正する規則

規則二〇(人事委員会の会議及びその手続)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第七条第一項中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所 秋 田 県

秋田県印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 082-8766863 FAX 082-8766863
E-mail: matsubaransatsu.co.jp

